

答 申 書

第1 審査会の結論

岩出市長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった「令和3年9月2日 岩出市保健衛生事故調査会 会議録」についての個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に係る部分開示の決定において非開示とした部分のうち、別表に掲げる部分については開示すべきである。

第2 審査請求の経過

- 1 令和3年10月12日（同日受付）、審査請求人は、岩出市個人情報保護条例（平成16年岩出町条例第2号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、本件開示請求を行った。
- 2 同年10月21日、実施機関は、本件開示請求に対して、対象となる公文書を令和3年9月2日に実施した岩出市保健衛生事故調査会（以下「調査会」という。）の会議録（以下「本件対象文書」という。）と特定し、その一部が条例第17条第6号に規定する非開示理由に該当するとして、部分開示の決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 同年10月21日（同日受付）、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分において、会議録における意見交換部分についての開示を求める。

第4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

- 1 ワクチン副反応の当事者として、根幹を成す部分が非開示となっている。自己に係る情報が非開示とされているのは、憲法第13条に基づく人格権における自己情報コントロール権の侵害である。
- 2 本件対象文書の開示部分に記載されている担当保健師及び代表医師の聞き取り内容には、審査請求人が岩出市議会へ提出した陳情内容や審査請求人が両親から聞き取りした内容、本件対象文書の開示部分に記載されている入院先の担当医師の聞き取り内容との矛盾点がある。集団接種における

接種会場代表医師の対応にも矛盾点がある。そのような矛盾点が多岐に渡るにもかかわらず、調査会の最終結論を導き出した事を確認するためには、会議録の非開示部分が、どのように意見交換が行われ、どのように最終結論に至ったのかを審査請求人が確認することが重要であるため、委員氏名及び発言内容の開示が相応しいと考える。

- 3 審査請求人は、条例第17条第6号に非該当であり、調査会における将来の事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生じるおそれはない。審査請求人に非開示部分が開示されたとしても、制度として条例第5条「市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を害することのないよう努めなければならない。」と、条例第32条「偽りその他の不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、10万円以下の過料に処する。」と規定している。審査請求人はコンプライアンスの観点から、刑罰規定の有無に関わらず、各種法令や各種条例は遵守しており、一部開示される内容が全部開示されても、実施機関が危惧している委員への条例第17条第6号に規定する理由等の支障は一切ない。

第5 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

- 1 非開示部分の情報は、「会議録における意見交換部分」であり、委員名簿と整合することで発言者を安易に特定し得る情報であるとともに、審査過程における未成熟な意見を公開することで、表面的な不整合等から委員個人に対して誤解や誤った批判が生じ得るものであることから、開示することによって、今後の会議における発言が形式的なものとなり、自由かつ率直な意見表明や交換が困難となることで、調査会における将来の事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生じるおそれがあると判断したものである。
- 2 本件情報開示にあたっては、委員を務める医師2名からもあらかじめ意見を伺っており、仮に、意見部分を公開することにより意見を述べた個人が特定されると、今後の委員の選任において、医師会からの推薦が困難になるとの意見を伺っている。

いずれにしても、意見部分を開示することで、今後の自由かつ率直な意見表明や交換が困難となるのみならず、調査会の運営自体に支障を生じ得ると考え、条例第17条第6号に該当するとして非開示と判断したものである。

- 3 審査請求人は、本件処分に対し、「当事者として、根幹を成す部分が非開示」であるとして非開示部分の開示を求めるが、条例第17条第6号の規定は、開示請求者本人の個人情報であっても、将来の事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生じるおそれがある場合には非開示にできる旨を定め

ており、当該規定に基づく本件処分の決定を否定する理由にはなり得ないと判断する。

- 4 審査請求人は、本件対象文書の記載内容に係る市の聞き取り内容に矛盾点があることをもって、非開示部分を開示するべきであるとしているが、非開示部分を開示したとしても市と審査請求人の意見について整合を図れるものではなく、市と審査請求人との間に認識の矛盾があると主張することをもって非開示部分を開示する意義は認められないと考える。

第6 当審査会の判断

当審査会は、審査した結果、次のように判断する。

1 本件対象文書について

- (1) 本件対象文書は、令和3年9月2日に開催された岩出市保健衛生事故調査会の会議録である。
- (2) 本件請求に係る個人情報、本件対象文書に記載される個人情報であることについて、双方に争いはない。
- (3) 実施機関は、本件対象文書の一部を条例第17条第6号に該当するとして部分開示とする本件処分を行ったところ、審査請求人は、本件対象文書の非開示部分の開示を求めている。このため、本件対象文書を見聞した結果を踏まえ、非開示部分の非開示情報該当性について、以下、検討する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 条例第17条第6号の該当性について

条例第17条第6号では、開示しないことができる個人情報として「市の機関又は国等の機関が行う取締り、監査、検査、許可、認可、試験、入札、交渉、渉外、訴訟その他事務事業に関する個人情報であつて、開示することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的を損ない、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるもの」と規定している。この趣旨は、開示することにより、特定の者に利益を与えたり著しい不公平を生じる、事務事業の実施の時期が大幅に遅れ行政の質の著しい低下をきたす、又は事務事業の実施のために必要な情報又は関係者の理解、協力を得ることが困難になるおそれのある情報について、原則開示の例外として、開示しないことができるとしたものである。なお、これは実施機関にその個人情報を開示するか否かについて自由裁量を与えたものではなく、個人情報保護制度の趣旨及び目的を尊重し、客観的、かつ、合理的な判断をしなければならないものである。

(2) 非開示情報該当性について

ア 発言者名欄について

発言部分の前に記載している「会長」「委員」「事務局」の発言者名については、開示したとしても、委員の誰かが発言をしたと分かるのみであって、各委員の意見を示す情報が含まれるものではなく、これを開示しても、委員が発言を躊躇する等の将来の事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、条例第１７条第６号に該当せず、開示すべきである。

イ 本件対象文書５ページ目のア以外の非開示部分について

(ア) １５行目、１６行目、２８行目及び２９行目の非開示部分は、議題に係る事実確認であり、各委員の意見を示す情報が含まれるものではなく、これを開示しても、委員が発言を躊躇する等の将来の事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、条例第１７条第６号に該当せず、開示すべきである。

(イ) １７行目から２７行目までの非開示部分は、議題に係る委員の質問と事務局の応答部分、委員の意見ないし見解の部分である。当該部分を開示すると、個人的意見に係る内容を開示されたとして、今後の調査会における発言を躊躇する等のおそれがあるから、将来の事務事業の公正又は円滑な執行に支障を及ぼす可能性を否定できない。

したがって、当該部分は、条例第１７条第６号に該当し、非開示とすることが妥当である。

ウ 本件対象文書６ページ目のア以外の非開示部分について

(ア) １行目及び９行目から１７行目までの非開示部分は議題に係る事実確認であり、１８行目から２０行目までの非開示部分は会長による議事の進行、２５行目から２９行目までの非開示部分は当該調査会における議題の趣旨の確認であり、各委員の意見を示す情報が含まれるものではなく、これを開示しても、委員が発言を躊躇する等の将来の事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、条例第１７条第６号に該当せず、開示すべきである。

(イ) ２行目から８行目まで、２１行目から２４行目まで及び３０行目の非開示部分は、議題に係る委員の見解である。当該部分を開示すると、個人的意見に係る内容を開示されたとして、今後の調査会における発言を躊躇する等のおそれがあるから、将来の事務事業の公正又は円滑な執行に支障を及ぼす可能性を否定できない。

したがって、当該部分は、条例第 17 条第 6 号に該当し、非開示とすることが妥当である。

エ 本件対象文書 7 ページ目のア以外の非開示部分について

- (ア) 12 行目から 14 行目までの非開示部分は審査請求人から提出のあった資料の記載内容の一部を読み上げたもの、17 行目から 20 行目までの非開示部分は、既に開示されている 9 ページ目 8 行目及び 9 行目の内容並びに事務局の把握する内容を述べたもの、24 行目から 29 行目までの非開示部分は、会長による議事の進行である。各委員の個人的意見を示す情報が含まれるものではなく、これを開示しても、委員が発言を躊躇する等の将来の事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、条例第 17 条第 6 号に該当せず、開示すべきである。

- (イ) 1 行目から 11 行目まで、15 行目、16 行目、21 行目から 23 行目まで及び 30 行目の非開示部分は、議題に係る委員の見解である。当該部分を開示すると、個人的意見に係る内容を開示されたとして、今後の調査会における発言を躊躇する等のおそれがあるから、将来の事務事業の公正又は円滑な執行に支障を及ぼす可能性を否定できない。

したがって、当該部分は、条例第 17 条第 6 号に該当し、非開示とすることが妥当である。

オ 本件対象文書 8 ページ目のア以外の非開示部分について

- (ア) 1 行目から 7 行目までの非開示部分は、議題に係る委員の見解である。当該部分を開示すると、個人的意見に係る内容を開示されたとして、今後の調査会における発言を躊躇する等のおそれがあるから、将来の事務事業の公正又は円滑な執行に支障を及ぼす可能性を否定できない。

したがって、当該部分は、条例第 17 条第 6 号に該当し、非開示とすることが妥当である。

カ 本件対象文書 9 ページ目のア以外の非開示部分について

- (ア) 13 行目から 25 行目までの非開示部分は、議題に係る委員の見解である。当該部分を開示すると、個人的意見に係る内容を開示されたとして、今後の調査会における発言を躊躇する等のおそれがあるから、将来の事務事業の公正又は円滑な執行に支障を及ぼす可能性を否定できない。

したがって、当該部分は、条例第 17 条第 6 号に該当し、非開示とすることが妥当である。

- (3) なお、審査請求人は条例第 5 条及び第 32 条を挙げて同第 17 条第 6

号の該当性を否定するが、前2条が存在するから同17条第6号の該当性が常に否定されるものではなく、前2条と同17条第6号とは別次元の問題である。

(4) その他の主張について

当審査会は、当市の条例の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う開示決定等の妥当性について調査審議する機関であり、審査請求人の主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の審査の経緯

年月日	内 容 等
R04・01・04	実施機関からの審査請求に係る諮問書の受理
R04・01・21	審査請求人より口頭意見陳述申立書を受理
R04・02・09	諮問に対する答申を行うための審査会の開催 ・ 審査請求人から意見陳述 ・ 実施機関担当者から説明の聴取
R04・03・02	諮問に対する答申を行うための審査会の開催

別表（開示すべき部分）

本件対象文書において非開示とされた情報の内下表の部分

ページ目	開示すべき部分
5 ページ目から 9 ページ目まで	発言者名欄全て
5 ページ目	1 5 行目及び1 6 行目 2 8 行目及び2 9 行目
6 ページ目	1 行目 9 行目から2 0 行目まで 2 5 行目から2 9 行目まで
7 ページ目	1 2 行目から1 4 行目まで 1 7 行目から2 0 行目まで 2 4 行目から2 9 行目まで